

ワンデーレスポンス特記仕様書 Q&A

【第1条関係】

- Q 1-1 国土交通省関東地方整備局の「工事監督におけるワンデーレスポンスの手引き」では「現場の問題発生に対する迅速な対応（以下、ワンデーレスポンスという）」とされており、ワンデーレスポンスは、予期せぬ事態や問題発生時の対応と考えて良いでしょうか。
- A 1-1 ワンデーレスポンスは、工事施工の中で発生する諸問題に対し、発注者と受注者の双方が意思疎通を図り、迅速に対応するほか、適切に工程管理を行い「所定の工期内に工事を完成させる」ことを目標としています。
- Q 1-2 承諾行為は総括監督員等課長決裁が必要なもので、即日承諾が難しい。ワンデーレスポンスの対象としなくて良いですか。
- A 1-2 承諾行為に時間がかかることにより現場を待たせ、所定の工期を遅らせることが無い様にするため、受注者といつまでに承諾すれば良いのか協議のうえ、承諾予定日を回答することになります。
- Q 1-3 協議や質問の受付時間の決まりはないのですか。
- A 1-3 工事内容により休日作業や夜間作業が存在しますので、協議や質問の受付時間を定めていません。
- Q 1-4 特記仕様書の第1条の受注者からの協議や質問の回答を「その日のうち」とは「質問を受けた時点から閉庁日を除く24時間以内」と考えて良いですか。
- A 1-4 「その日のうち」とは協議や質問を受けた当日に対応することで、協議や質問の内容によっては、翌日中（閉庁日は除く）に回答するものとしており、時間単位での回答期限を設けてはいません。
- Q 1-5 ワンデーレスポンスで回答するものは、工程管理に係る内容のみと考えて良いですか。
- A 1-5 受注者から協議、質問（軽微な質問等は除く）や工事施工中に発生した問題への対応等について、工程に影響を与える内容が対象となります。
- Q 1-6 受注者からの協議等や受注者への回答は日付が分かる方法で行うべきでしょうか。
- A 1-6 受注者からの協議等や受注者への回答は、基本的には日付の分かる書面に

より行います。緊急時等に口頭により協議等や回答が行われた場合、後日、口頭で協議等や回答が行われた日付の書面（工事打合せ簿又は監督員指示書等）を取り交わすこととなります。

Q 1-7 受注者からの協議等があった際に、監督員が不在で、他に現場状況を把握している職員がいない場合には、「その日のうち」に回答することができません。

また、夜勤がある職場では監督員の公休があり、「その日のうち」に回答することが不可能となる可能性があり、勤務体系によってワンデーレスポンスは馴染まないのではないのでしょうか。

A 1-7 受注者から協議や問題報告等があった場合に、担当監督員が不在のため何も対応しないことはないはずです。このような場合は「担当監督が〇〇日に出勤したら連絡させる」等を電話や電子メール等の媒体を活用し通知し、後日、書面（工事打合せ簿や監督員指示書）を取り交わすこととなります。

Q 1-8 局発注工事等設計者と監督員が異なる工事においては、工法変更など金額の変更を伴う協議等に多くの手順を踏むので「その日のうち」に回答することが困難なため、適用対象外として良いのでしょうか。

A 1-8 監督員で措置できない内容の場合は、工事担当課に報告・相談し、措置可能なものは「その日のうち」に回答します。「その日のうち」に回答が困難な場合（対外協議、現地調査、構造計算が必要なもの等）は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、受注者に「回答日」を通知する等、その日のうちに回答できる内容を通知します。その後は、適宜、受注者に状況を説明することとなります。通知した回答日を超過することが明らかになった場合は、再度、受注者と回答期限について協議し、新たな回答日を通知します。

【第2条関係】

Q 2-1 工程管理方法の具体例を提示してもらいたい。

A 2-1 受注者が通常行っている方法（例えば旬報・週報・月報や計画工程表に実施分を記入など）や日常的な工程管理に使用している既存資料（手書きでも可）を使用して、適宜、進捗状況を確認することを想定しています。

Q 2-2 受注者ごとに工程管理の方法を協議することは非効率なため、標準的な様式を提示してほしい。

A 2-2 受注者の負担増を避けるため、業者が持つ既存資料（手書きでも可）の使

用を想定しています。

Q 2-3 第2条の「別途特記仕様書等により工程管理の方法について取決めのあるもの」とは具体的にどのようなものでしょうか。

A 2-3 旬報や月報の使用が定められた工事や管内一円工事の手引きを適用する工事では、報告様式や報告時期が定められていますので、それに従って下さい。

【第3条関係】

Q 3-1 第3条の「受注者は工事施工中において、問題が発生した場合」の「問題」とは、どのような内容を想定しているのですか。

A 3-1 実施工程に遅延が生じるおそれのある問題と考えています。

【その他】

Q 4-1 第1条では、「発注者」、第2条及び第3条では「監督員」となっており、工事によっては必ずしも「発注者＝監督員」となっていない場合があります。受注者が質問できるのは監督員だけとは限らないので、それぞれ「発注者または監督員」と考えて良いですか。

A 4-1 第1条では、ワンデーレスポンスの趣旨や目的も説明しているため「監督員のみならず発注部署を含む全体」と考え「発注者」としており、第2条及び第3条では工程管理を対象としているため、「監督員」としています。

Q 4-2 ワンデーレスポンスでの対象事案は、どのような場合ですか。

A 4-2 軽微なものを除き、受注者から書面で発議があった協議事項（口頭による連絡後に書面提出を含む）と考えています。